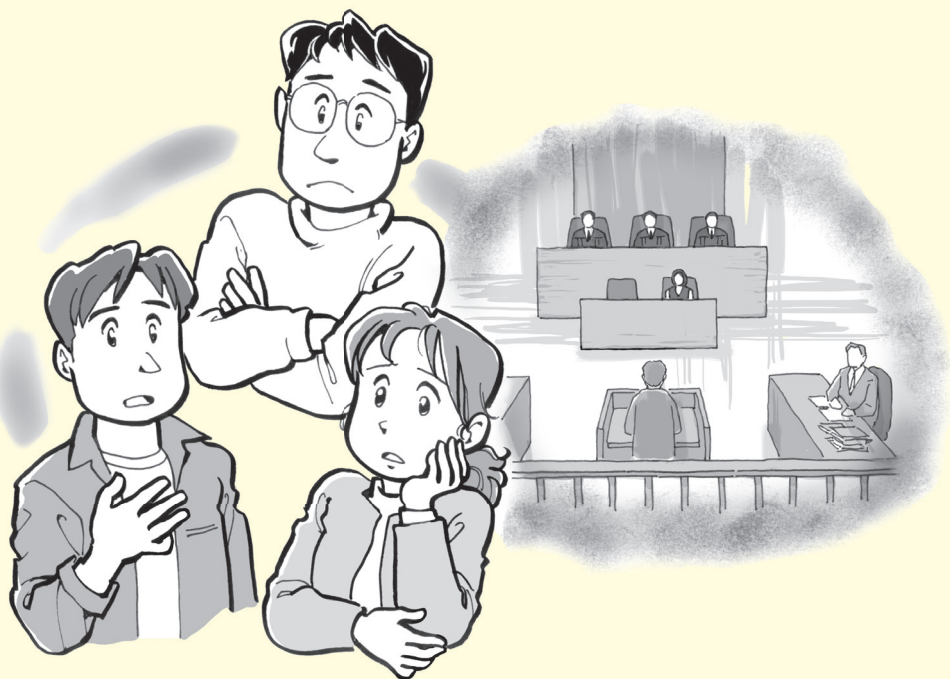


死刑制度

を考える

10のQ&A



はじめに

静岡・袴田事件で、元プロボクサーの袴田巖さんに対する死刑判決が誤っていた、それも裁判所からは捜査機関による捏造があった可能性が極めて高いと指摘されています。戦後、死刑判決が確定しても、その後再審（裁判のやり直し）によって無罪となった人は4人います。袴田さんは5人目になると思われます。

刑事訴訟法では、死刑判決から6カ月以内に、死刑を執行しなければならないとなっています（現状では、6カ月以内の執行はおこなわれていませんが、数年で執行されている人もいます）。間違っただけで無実の人を死刑にしたらと考えると、とても恐ろしいことです。

世界的には、7割以上の国で死刑制度は廃止されたり、死刑執行が停止されるなど事実上おこなわれなくなっています。一方、日本では、死刑判決が出され、執行がされています。

日本では、死刑制度に関する詳しい情報が公開されていないこともありますが、死刑制度についての議論が活発ではありません。しかし、日本国憲法や国際人権規約などで、私たちの人権を大切にするという理念のもとで、死刑制度はそれに反するのではないかという疑問をもつ人もいます。

私たちは、死刑制度に反対しています。なぜ反対するのか、その理由を説明し、みなさんにぜひ考えていただきたいとの思いで、この「Q & A」を作成しました。



- Q 1 死刑制度を廃止すべきだという理由はなんですか？ ……………4
- Q 2 ^{えん}冤罪のおそれという話が出ましたが、実際に無実の人が死刑を命
じられたり、死刑を執行された事件はあるのですか？ ……………5
- Q 3 これまで^{えん}冤罪について説明がありましたが、証拠上は犯人に間
違いのない場合や間違いのない現行犯の凶悪事件は、死刑にし
てもよいのではないですか？ ……………7
- Q 4 死刑制度を廃止する場合にはどのような手続によって廃止するの
ですか？ ……………7
- Q 5 「世論調査では、8割の国民が死刑制度を支持している」と言わ
れていますが、これについてどう考えますか？ ……………8
- Q 6 「死刑制度は必要だ」と考える人たちの理由はなんですか？ ……………10
- Q 7 世界では死刑制度が廃止されている国はどれくらいありますか？ ……………12
- Q 8 国連は、死刑制度についてどのように考えていますか？ ……………12
- Q 9 死刑制度を廃止した国では、最高刑はどうなっていますか？ ……………13
- Q 10 死刑判決を言い渡すことについて裁判員はどのように感じてい
るのでしょうか？ ……………14



Q₁

死刑制度を廃止すべきだという理由はなんですか？

A

私たちが死刑制度を廃止すべきと考える理由は以下の4点です。

① 死刑制度を廃止すべき最大の理由は、死刑が、人の生命を国家が奪うものであることです。人は、人であるがゆえに最大限に尊重されなければなりません。人の生命を奪う権利は、社会にも、国家にも、誰にもありません。国家が死刑を執行すること自体、国家が「人を殺してはならない」という規範（ルール）に反することです。国家によって人の生命を奪う死刑制度は、人の尊厳を最大限保障する日本国憲法とも相容れるものではありません。

② また、「人は変わり得る」という寛容と共生の社会をめざすという理念に反します。死刑は、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪います。これは、犯罪の原因を当該犯人の存在にのみ求め、その存在を抹殺するという安易な解決です。犯人を犯罪に駆り立てた環境的・社会的要因の解決を通じた新たな犯罪の抑止にもつながりません。

③ 冤罪の危険も死刑を廃止すべき理由の一つです。人がおこなう裁判は誤判・冤罪の危険をはらんでいます。死刑制度がある限り、無実の者が死刑になるおそれはなくなりません。死刑は、執行されてから誤判・冤罪であったことが判明しても元に戻すことができない刑罰です。誤判・冤罪による死刑の執行は、国家による取り返しのつかない人権侵害です。

④ 人の命を奪うということはそれ自体が残虐ですが、死刑執行方法自体も、残虐で非人道的なものだと言えます。日本の死刑は、明治時代の布告（1873年）の定めそのままに絞首刑を採用しています。絞首刑は死刑囚に苦痛を与える方法です。また死刑執行は、当日の朝まで本人に告げられることがなく、この意味でも非人道的です。さらには、それを執行する刑務官に対しても人間性を破壊するほどの苦悩を与えられているとされています。

以上から、死刑制度は廃止すべきです。

Q2

冤罪のおそれという話が出ましたが、実際に無実の人が死刑を命じられたり、死刑を執行された事件はあるのですか？

A

日本でも外国でも多くの事例があります。

* () 内の年は事件の発生前。

【日本の事例】

日本では、冤罪であったことが裁判で明らかになり、死刑台から生還した人が4人もいます。免田事件（1948年）・免田栄さん、財田川事件（1950年）・谷口繁義さん、松山事件（1955年）・齋藤幸夫さん、島田事件（1954年）・赤堀政夫さんの4人です。これらの事件では、警察官によるウソの「自白」の強要や、検察官による無実の証拠隠しが冤罪を作り出しました。

さらに、死刑判決確定後、長期間かかったものの、ようやく再審公判が始まり無罪判決が出される見込みの極めて高い袴田事件（1966年、袴田巖さん）があります。また、一審、二審とも死刑判決が出されて、その後無罪になった事件もあります（松川事件、八海事件、幸浦事件、仁保事件、山中事件など）。

一審無罪、二審死刑（最高裁で確定）となり、一旦再審開始決定が出たものの、その決定が覆り、今も再審請求裁判をたたかっている名張毒ぶどう酒事件（1961年）もあります。

加えて、無実を訴えていたにもかかわらず死刑が執行され、遺族が再審を求めている事件もあります（飯塚事件、菊池事件）。

【外国の代表的な事例】

【アメリカ】

1973年以降、8700人以上が死刑判決を受け、1500人以上の死刑が執行されました。しかし、死刑判決を受けた人のうち182人は無実でした（ナショナル・ジオグラフィック日本語版2021年3月号。筆者フィリップ・モリス）。

映画「死刑台のメロディ」でも知られるサッコ&ヴァンゼッティ事件（1920年）。イタリア人移民の「アナーキスト」2人が強盗殺人犯として逮捕され、無実を訴えますが、1927年に死刑が執行されます。執行から50年後に、マサチューセッツ州知事は2人が冤罪であったことを公表しました。

その他、アメリカで無実が明らかとされている死刑事件に次のようなものがあります。

- アレクサンダー・マクレー・ウィリアムズ事件（ペンシルバニア州、1920年）。黒人少年が白人女性殺害犯として1931年死刑執行された。2022年に同州デラウェア郡検察が「訴追されるべきではなかった」と訴え取り下げ。
- ジョー・アレディ事件（コロラド州、1936年）。知的障害、IQ 46で6歳レベルの知能だった被告人。2人の少女へのレイプと内1人への殺人。犯人は逮捕され1937年に死刑執行済みだったが、共犯とされたアレディにも1938年死刑判決、1939年死刑執行。2011年州知事により赦免。同州において死刑執行後の赦免は初めての例。
- レデル・リー事件（アーカンソー州、1993年）。殺人罪で2017年死刑執行。4年後のDNA鑑定で凶器から採取のDNAはリーではない別の男性のものと判明。
- サブリナ・バトラー事件（ミシシッピ州、1989年）。生後8カ月の息子謀殺で死刑判決。5年間の獄中生活後の再審理で冤罪が証明され、無罪に。

[イギリス]

エヴァンス事件（1949年）。妻と娘を殺したとして死刑判決を受け執行。3年後に真犯人が判明。イギリスの死刑廃止に大きな影響を与えました。

[フランス]

ラニュッチ事件（1974年）。幼女誘拐殺人で死刑判決。1976年ギロチンで死刑執行。冤罪の疑いが極めて強く、処刑後に『赤いセーターは知っていた』（作家ジル・ペロー著）が出版・映画化されるなど、死刑廃止の原動力になりました。



Q 3

これまで冤罪について説明がありましたが、証拠上は犯人に間違いのない場合や間違いのない現行犯の凶悪事件は、死刑にしてもよいのではないですか？

A

死刑にすべきではありません。

そもそも、国家権力が人の命を奪うことはいかなる場合でも許されません。また、人が裁く以上は間違いを完全になくすことはできません。

さらに、もし、証拠上は間違いのない事件や間違いのない現行犯に限って死刑にできると定めたとしても無理が生じます。こうした法律の定め方では、死刑以外の事件については間違いがあってもやむを得ないと暗に認めてしまうことに等しいからです。死刑以外であっても刑罰に間違いがあってはならないはずであり、こうした法律の定め方自体、適切なものとはいえません。

Q 4

死刑制度を廃止する場合にはどのような手続によって廃止するのですか？

A

法律を改正すればできます。

日本における死刑制度は刑法（9条）で定められています。

ですから、死刑制度を廃止するというのは、国会で、刑法9条の「死刑」を削除する改正をすればできます。

9条の「死刑」を削除することで、すべての法律から「死刑」が同時に削除され、死刑制度は廃止されることになります。

*刑法9条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑としています。（ただし改正され、2025年6月1日から懲役と禁錮が拘禁刑に統合されます。）

Q5

「世論調査では、8割の国民が死刑制度を支持している」と言われていますが、これについてどう考えますか？

A

日本政府による世論調査の調査方法に問題があります。

2019年に行われた日本政府の世論調査の結果、8割の国民が死刑制度を支持している、とされていますが、以下で述べる問題があります。

① 質問方法の問題

政府の世論調査では、問が「死刑は廃止すべきである」「死刑もやむを得ない」という意見があるが、どちらの意見に賛成か、となっています。本来ならば、「廃止すべき」に対し「存続すべき」とするべきです。「やむを得ない」という表現によって、死刑存続に誘導するような質問方法になってしまっています。

また、回答も、(a)「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」、(b)「場合によっては死刑もやむを得ない」、(c)「わからない・一概に言えない」という3つの選択肢からひとつ選ばせるというものです。この(a)と(b)も対応していません。「どんな場合でも」を選ぶのに躊躇^{ちゅうちよ}をし、「場合によっては」を選びやすいのが人間の心理です。偏りを避け、調査の精度を上げるためには、(a)「死刑制度は廃止すべきである」、(b)「死刑制度は存続すべきである」とすべきでしょう。

② 再質問に対する回答から分かる世論の真意

また世論調査で「死刑もやむを得ない」と回答した人(80.9%)に「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよいと思うか」という再質問をすると、「将来も死刑を廃止しない」(54.4%)、「状況が変われば、将来的には、死刑を廃止してもよい」(39.9%)との回答があり、また「仮釈放のない『終身刑』が新たに導入されるならば、死刑を廃止する方がよいと思うか」との再質問をすると、「死刑を廃止する方がよい」(35.1%)、「死刑を廃止しない方がよい」(52.0%)との回答がありました。

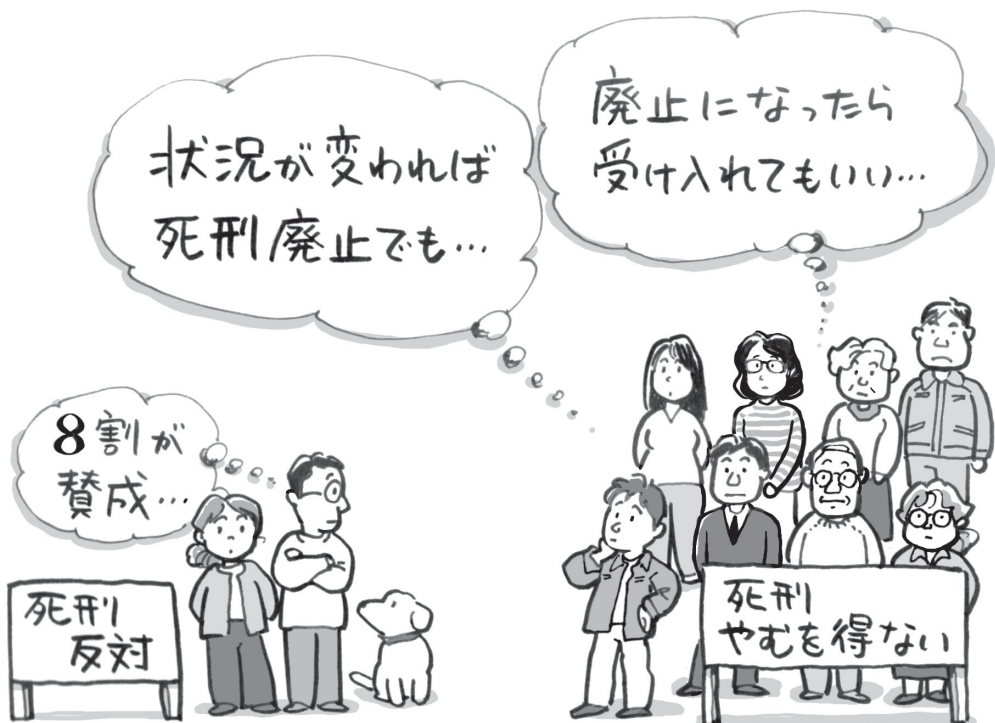
死刑を支持する人のなかでも、一定の条件のもとでは死刑廃止を許容する人が4割いるのです。

政府は死刑制度を維持する理由として、国の内外で「国民の8割が死刑を支持している」とよく言っていますが、この中身に一步立ち入ればそんな単純な話ではなく、死刑制度について国民的な議論をおこなえば、その数は大きく変わることが考えられます。

③ 世論調査と死刑制度の廃止

そもそも、外国では、世論にかかわらず、政府が主導して死刑制度を廃止しています。諸外国で死刑制度が廃止された例をみると、死刑制度の廃止を求める国民が多数を占めたからというよりも、政府が政策を転換し廃止され、国民がそれを受け入れる形がほとんどです。

日本でも以下のような民間の調査があります。すなわち 2014 年、佐藤舞氏（オーストラリア・モナッシュ大学准教授）が、日本政府と同様の条件で行った世論調査の結果では、「死刑はやむを得ない」と答えた人が 8 割を占めましたが、このうちの 7 割の人が「もし日本政府が死刑制度を廃止したら、どう思いますか」という問いに対しては「政府の政策として受け入れる」と答えています。



Q₆ 「死刑制度は必要だ」と考える人たちの理由はなんですか？

A

「死刑制度は必要だ」と考える理由を大別すると3つの考え方があります。

① 「命を奪った者は命で償うべき」との考え

他人の命を奪った者は、自らの命によって償わなければならないという考え方です。

しかし、紀元前の「ハンムラビ法典」で定められているような「目には目を、歯には歯を」という、加えられた被害と同じ内容の刑罰を与えるという考え方は、すでに否定されています。現在では犯罪抑止や矯正が刑罰の根拠であると考えられています。

ちなみに、日本の法律では、殺人罪に対しては、死刑だけではなく、無期、5年以上の懲役が刑罰として規定されています。すなわち、法律でも、「人の死をもたらした者は、必ず自分の命をもってその罪を償う」ということにはなっていません。

② 被害者の遺族の感情

被害者の遺族の思いを考えたら、死刑もやむを得ないという考え方です。

刑罰には被害者に代わって国家が制裁を加える側面があることから、加害者を死刑にすることにより、被害者の遺族の納得が得られるという指摘もあります。

被害者の遺族が、加害者に対して報復感情を抱くことは自然な感情です。

しかし、刑罰は、被害者の遺族の納得を得ることを目的に科されるものではありません。被害者の遺族の報復感情が、加害者を死刑にすることで解消されるものでもありません。したがって、私たちは被害者の遺族の報復感情によって死刑を正当化することはできないと考えます。

いうまでもなく、被害者の遺族の報復感情を社会として受け止めることは重要なことです。こうした遺族を生み出してしまった責任を社会の問題としてとらえ、それを死刑という方法ではなく、少なくとも、被害者の遺族に対する補償や心のケア等の形で結実し、社会全体として被害者の遺族と向き合っていくことが重要です。

③ 犯罪に対する抑止力

死刑があることで、殺人などの犯罪が抑止されているという考え方（抑止力論）です。

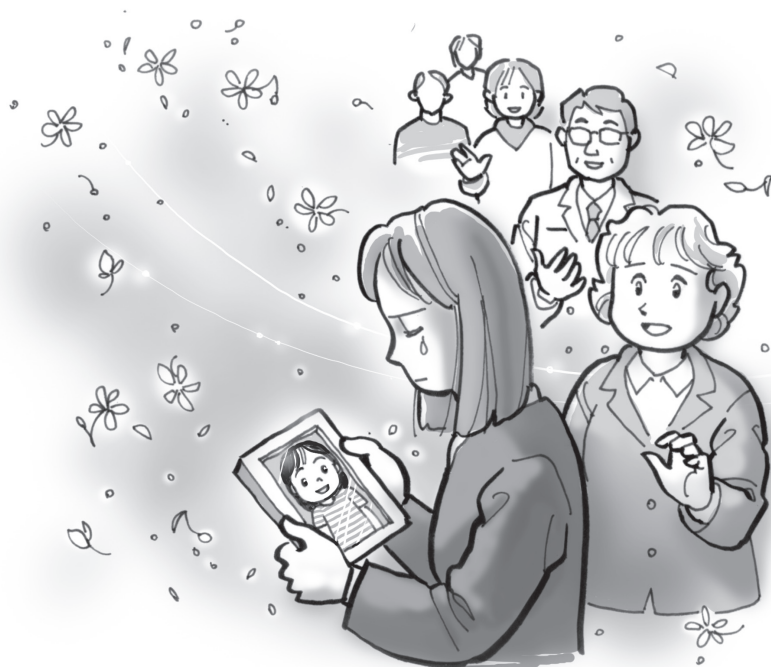
刑罰には、犯罪を犯したらこのように罰を受けると予告し、犯罪行為を踏みとどまらせる効果、抑止力があります。

しかし、死刑についていえば、死刑を廃止している国で死刑と犯罪の発生と関連があるとの研究結果は報告されていません。また、死刑を廃止した国で、殺人などの凶悪犯罪が増加したという結果も見当たりません。

国連からの委託を受けた研究によれば、そもそも死刑が終身刑よりも大きな抑止力を持つことを科学的に裏付ける研究はなく、そのような裏付けが近々得られる可能性はない旨の結論が示されています。

したがって犯罪抑止という点も、死刑が必要だという理由にならないと考えられます。

逆に、抑止どころか、池田小学校事件（2001年）や土浦連続殺傷事件（2008年）など、「死刑になることを目的に」犯罪を実行するなど、重大犯罪を誘発している点も見逃すことはできません。



Q7 世界では死刑制度が廃止されている国はどれくらいありますか？

A

国連加盟国のうち、144 カ国が死刑廃止国です。

現在では、国連加盟国 193 カ国のうち、法律上・事実上の死刑廃止国は 144 カ国存在します（アムネスティインターナショナル報告書 2022）。

世界の流れは、間違いなく死刑廃止に向っています。

Q8 国連は、死刑制度についてどのように考えていますか？

A

国連は、死刑廃止に向けた取り組みを進めています。

国連では、1989 年第 44 回総会において、死刑廃止を目的とする「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の第 2 選択議定書が採択され、国連は死刑廃止にむけた取り組みを進めています。

国連の国際人権（自由権）規約委員会、拷問禁止委員会、人権理事会は、日本に対し、繰り返し、死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討すべきであるとの勧告を行って



います。特に自由権規約委員会の勧告では「世論調査の結果にかかわらず、死刑廃止を前向きに検討し、必要に応じて、国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべき」とも述べられており、国際社会は、死刑廃止を目指す方向が主流となっています。

また、国連では死刑廃止後の代替刑の在り方についても、国連の基準（被拘禁者最低基準規則＝ネルソン・マンデラ・ルールズなどの基準）に従い、終身刑などの代替制度について検討しなければならないとしています。日本において死刑廃止の議論を行うことにあわせて、これらの国際的な基準についても十分な理解を深める必要があります。

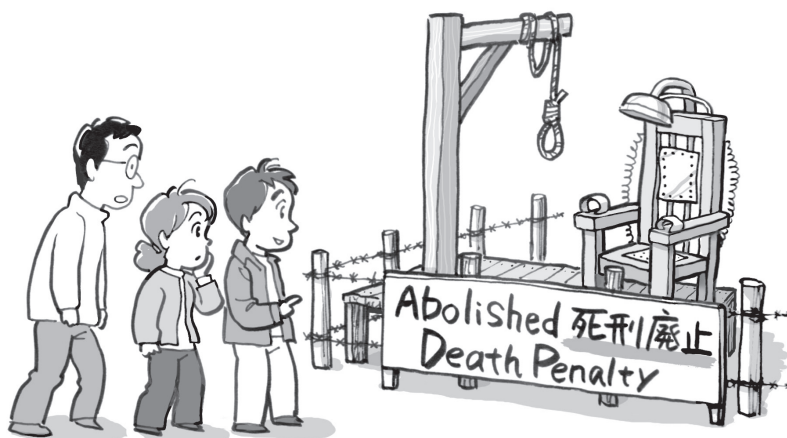
Q₉ 死刑制度を廃止した国では、最高刑はどうなっていますか？

A

「終身刑」もしくは「無期刑」としている国がほとんどです。

死刑を廃止した国の最高刑は、「終身刑」または「無期刑」となっている国がほとんどです。ただし、両者の違いは、どのように翻訳するかの問題で、同じものと考えて良いと思われま（以下では「終身刑」と呼びます）。

国によって生じる大きな違いは、終身刑に仮釈放を認めるか否かです。仮釈放のない終身刑を採用している国は、オランダ、アメリカの多くの州です。他方、仮釈放のある終身刑を採用している国は、フランス、ドイツなどです。



Q10

死刑判決を言い渡すことについて裁判員はどのように感じているのでしょうか？

A

多くの裁判員が苦悩しています。

死刑事件は、国民が参加する裁判員裁判で裁かれます。

死刑判決を言い渡した、あるいは、死刑判決を言い渡すかどうか議論となった裁判の裁判員の中には、「死刑を問う裁判は市民には荷が重すぎる」、「一生悩み続けると思った」、「真剣にやった結果だが、事実認定に誤りがなかったか、今も不安がある」、「僕らの決断で1人の命が奪われる。裁判の素人が1人の人生を決めてしまっているのだろうか」などと悩んでいる人がいます。

また、人（被告人）の生命を奪う究極の刑罰である死刑について多数決により決定されることも問題です。

アメリカの刑事陪審員裁判は全員一致が原則です。他方、日本では、死刑判決を出す場合も、多数決によって決まり、全員一致の必要はありません。そのため、裁判員は、個人として死刑に反対していても、多数意見が死刑を支持すれば、死刑判決を言い渡さなければなりません。

そもそも、死刑判決の判断には、裁判官にも苦悩を告白している人もいます（*）。それを、法律の素人である裁判員に、死刑という「国家による殺人」とも言われている判断に責任を負わせることが理不尽であることは間違いありません。死刑制度が存在するがゆえに裁判員に重大な精神的負担を与えるのであり、死刑制度は廃止されるべきなのです。

* 袴田事件で一番の裁判官を務めた熊本典道さんは、無罪の心証を持ちましたが、他の2人の裁判官を説得できずに死刑判決を書きました。そのことで熊本さんは裁判官を辞め、その後も一生苦悩したことを講演などで述べています。

発行：2024年3月

発行元：自由法曹団

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6 メゾン関口Ⅱ 202

電話：03-5227-8255

H P：https://www.jlaf.jp

日本国民救援会

〒113-8463 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働センター 5階

電話：03-5842-5842

H P：https://kyuenkai.org